

改正案

東京都鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則

（書類の提出先）

第一条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百九十一号。以下「令」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「規則」という。）の規定により申請書その他の書類を提出しようとする者は、東京都多摩環境事務所<sup>（一）</sup>の所管する区域に住所を有する者にあつては、東京都多摩環境事務所長を、東京都支庁の所管する区域に住所を有する者にあつては、所管の東京都支庁の長を経由して知事に提出しなければならない。

（鳥獣捕獲等許可申請書）

第二条 規則第七条第一項に規定する申請書は、別記第一号様式による。

（再交付申請書）

第三条 規則第七条第九項、第十五条第五項、第二十条第四項、第二十四条第四項、第四十八条第五項又は第六十五条

現行

東京都鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行細則

（書類の提出先）

第一条 鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正七年法律第三十二号。以下「法」という。）及び鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行令（昭和二十八年政令第二百五十四号）及び鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第八号。以下「規則」という。）の規定により申請書その他の書類を提出しようとする者は、東京都多摩環境事務所<sup>（一）</sup>の所管する区域に住所を有する者にあつては、東京都多摩環境事務所長を、東京都支庁の所管する区域に住所を有する者にあつては、所管の東京都支庁の長を経由して知事に提出しなければならない。

（鳥獣捕獲許可申請書）

第六条 規則第二十九条に規定する申請書の様式は、鳥獣捕獲許可申請書（別記第四号様式）とする。

（狩猟免状等再交付請求）

第十条 規則第三十三条の規定による狩猟免状又は狩猟者登録証等の再交付の請求は、別記第十号様式により行うもの

第九項に規定する申請書は、別記第二号様式による。

(亡失届出書)

第四条 規則第七条第十二項、第十五条第七項、第二十条第六項、第二十四条第六項、第五十条又は第六十五条第十項の規定による届出は、別記第三号様式により行うものとする。

(住所氏名変更届)

第五条 規則第七条第十項若しくは第十一項、第十五条第六項、第二十条第五項、第二十四条第五項、第四十八条第四項又は第六十五条第八項の規定による届出は、別記第四号様式により行うものとする。

(指定猟法許可申請書)

第六条 規則第十五条第一項に規定する申請書は、別記第五号様式による。

(鳥獣飼養登録申請書)

第七条 規則第二十条第一項に規定する申請書は、別記第六号様式による。

(鳥獣飼養登録更新申請書)

第八条 法第十九条第五項の規定による申請は、別記第七号様式により行うものとする。

(登録鳥獣譲受等届)

第九条 規則第二十一条に規定する届出は、別記第八号様式により行うものとする。

(鳥獣販売許可申請書)

とする。

(狩猟免状等亡失届)

第九条 法第八条ノ二第一項の規定による狩猟免状の喪失若しくは盗取の届出又は規則第三十二条の規定による狩猟者登録証、狩猟者記章、鳥獣捕獲許可証、鳥獣飼養許可証若しくは従事者証(以下「狩猟者登録証等」という。)の亡失の届出は、別記第九号様式により行うものとする。

(住所氏名変更届)

第八条 法第八条ノ二第一項又は規則第三十一条の規定による住所又は氏名(法人の場合にあつては、住所、名称又は代表者の氏名)の変更の届出は、別記第八号様式により行うものとする。

(鳥獣飼養許可申請等)

第七条 規則第三十条の規定による鳥獣飼養許可証の発行の申請、鳥獣の譲受けの届出又は鳥獣飼養許可証の有効期間の更新の申請は、それぞれ別記第五号様式、第六号様式又は第七号様式により行うものとする。

(鳥獣販売許可申請書)

第十条 規則第二十四条第一項に規定する申請書は、別記第九号様式による。

(鳥獣の保護に支障がないと認められる行為)

第十一条 法第二十九条第七項の都知事の定める鳥獣の保護に支障がないと認められる行為は、次に掲げる行為とする。

一 単木択伐、木竹の本数において二十パーセント以下の間伐又は保育のための下刈り若しくは除伐

二 次に掲げる工作物の設置

イ ベンチ、くずかご、水槽又は墓碑

ロ 炭焼小屋、作業小屋又は幕舎

ハ 自家用水道の送水施設又は自家用発電の送電施設

ニ その面積が三十平方メートル以内の休憩所又は停留所

ホ その高さが五メートル以内の展望台

ヘ その延長が五百メートル以内の歩道

ト その高さが三メートル以内であり、かつ、その長さが五メートル以内の公園遊戯施設

チ その面積が十五平方メートル以内の公衆便所

リ その高さが五メートル以内であり、かつ、その面積が十五平方メートル以内の仮工作物

又 災害復旧又は人命保護のための緊急を要する応急工作物

ル その延長が五百メートル以内の道路（軌道を含む。）

第十一条 規則第三十五条の規定によるヤマドリ（これを加工した食料品を含む。）の販売許可申請書は、別記第十一号様式による。

(軽微な工作物の設置)

第五条 法第八条ノ八第五項ただし書の規定により知事の指定するものは、次のとおりとする。

一 ベンチ、くずかご、水槽及び墓碑の設置

二 炭焼小屋、作業小屋及び幕舎の設置

三 自家用水道の送水施設及び自家用発電の送電施設の設置

四 三十平方メートル以内の休憩所及び停留場の設置

五 高さ五メートル以内の展望台の設置

六 延長五百メートル以内の歩道の設置

七 高さ三メートル以内、長さ五メートル以内の公園遊戯施設の設置

八 十五平方メートル以内の公衆便所の設置

九 高さ五メートル以内、面積十五平方メートル以内の仮工作物の設置

十 災害復旧及び人命保護のための緊急を要する応急工作物の設置

十一 延長五百メートル以内の道路（軌道を含む。）の改

の改修のための工作物

ヲ 自然木を利用した仮設軽索道

ワ 既存工作物に附属する工作物であつて、その高さが五メートル以内であり、かつ、その面積が十五平方メートル以内のもの

三 令第一条各号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為

イ 木竹の伐採又は工作物の設置（前二号に掲げるもの及び法第二十九条第七項の規定による許可を受けて施行するものに限る。）を施行するために必要な行為

ロ 道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するために必要な行為

ハ 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）による河川の管理又は砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定された土地、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域若しくは海岸法（昭和三十一年法律第一号）第三条第一項の海岸保全区域の管理として行う行為

ニ 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第四条に規定する基本測量若しくは同法第五条に規定する公共測量又は水路業務法（昭和二十五年法律第二百二号）第六条に規定する水路測量を行うために必要な行為

ホ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の

修のための工作物の設置

十二 自然立木を利用する仮設軽索道の設置

十三 既存工作物に附属する面積十五平方メートル以内、高さ五メートル以内の工作物の設置

観測を行うために必要な行為

へ 海上保安庁が行う海上における法令の励行、海難救助、海洋の汚染の防止、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務に必要な行為

ト 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者が行うその事業の用に供する設備、放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）による放送の用に供する放送設備又は有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第一百四号）による有線テレビジョン放送施設の管理に必要な行為

チ 国若しくは地方公共団体の試験研究機関又は大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び国立学校設置法（昭和二十四年法律第一百五十号）第三章の三に定める機関をいう。リにおいて同じ。）の用地内において、試験研究又は教育若しくは学術研究として行う行為

リ 国若しくは地方公共団体の試験研究機関若しくは大学又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人で学術の研究を目的とするものが試験研究又は学術研究として行う行為（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）

又 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項又は第二十五条の二第二項若しくは第二項

の保安林の通常の管理行為又は同法第四十一条第三項の保安施設地区における森林の造成若しくは維持に必要な行為

ル 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これに類する行為を行うために必要な行為

ヲ 法令に基づき検査、調査その他これに類する行為を行うために必要な行為

ワ 法令又はこれに基づき処分による義務の履行として行う行為

(特別保護地区内行為許可申請書)

第十二条 規則第三十九条第一項に規定する申請書は、別記第十号様式による。

(免許申請書)

第十三条 規則第四十八条第一項に規定する申請書は、別記第十一号様式による。

(免許更新申請書)

第十四条 規則第五十八条第一項に規定する申請書は、別記第十二号様式による。

(狩猟者登録申請書)

第十五条 法第五十六条に規定する申請書は、別記第十三号様式による。

(変更登録申請書)

第十六条 規則第六十五条第六項に規定する申請書は、別記第十四号様式による。

(狩猟免許申請書)

第二条 規則第二条第一項の規定による狩猟免許申請書は、別記第一号様式による。

(狩猟免許更新申請書)

第三条 規則第九条第一項の規定による狩猟免許更新申請書は、別記第二号様式による。

(狩猟者登録申請書)

第四条 規則第十五条第一項の規定による狩猟者登録申請書は、別記第三号様式による。



